

源泉徴収の取り扱いについて

支出内容	支払い方法	源泉徴収の取り扱い	証拠書類
旅費のみ	現金支給	不要	個人領収
	業者へ直接払い	不要	業者領収 ※宛名は競技団体名
	本人立替後精算払い	不要	業者領収 ※宛名は競技団体名
謝金のみ	現金支給	10.21%	個人領収
謝金 ＋ 旅費	謝金：現金 旅費：現金	合計金額の 10.21%	個人領収
	謝金：現金 旅費：業者へ直接払い	謝金の 10.21%	謝金：個人領収 旅費：業者領収 ※宛名は競技団体名
	謝金：現金 旅費：業者へ本人立替 後精算払い	謝金の 10.21%	謝金：個人領収 旅費：業者領収 ※宛名は競技団体名

- 注意 1 個人領収・業者発行領収ともに競技団体名とすること。
本人立替後精算払いする場合も競技団体名とすること。
- 2 現金支給の場合は謝金・旅費を別会計とすることはできないので、必ず合計金額で源泉徴収処理すること。

平成 24 年 4 月 10 日 山口税務署へ確認済